令和２年第２回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　説　明　附　属　資　料

（6　月　11　日　提　案　分）

政　　策　　局

目　　次

ページ

1　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例　新旧対照表 …… 1

2　事務処理の特例に関する条例　新旧対照表 …… 2

1　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">改　　正</th><th colspan="3">現　　行</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表</td><td colspan="3">別表</td></tr>
<tr><td>特定非営利活動法人の名称</td><td>主たる事務所の所在地</td><td>神奈川県県税条例第10条第２項の期間</td><td>特定非営利活動法人の名称</td><td>主たる事務所の所在地</td><td>神奈川県県税条例第10条第２項の期間</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td></td><td></td><td>特定非営利活動法人ＳＨＩＰ</td><td>横浜市神奈川区台町７番地２ハイツ横浜713号室</td><td>平成27年１月１日から令和２年７月31日まで</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定非営利活動法人ｇｒａｎｄ－ｍｅｒｅ</td><td>海老名市浜田町22番地９</td><td>令和２年１月１日から令和７年７月31日まで</td><td>（新規）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定非営利活動法人ＳＨＩＰ</td><td>横浜市神奈川区台町７番地２ハイツ横浜713号室</td><td>令和２年８月１日から令和７年７月31日まで</td><td>（新規）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改　　正		現　　行	
第１条～第３条　（略） 別表（第３条関係）		第１条～第３条　（略） 別表（第３条関係）	
１～22　（略）	（略）	１～22　（略）	（略）
23　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成９年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１）～（５）　（略） （６）　条例第10条第１項の規定により、指定事業所＿＿＿＿＿の変更の届出を受理すること。 （７）　条例第10条第２項の規定により、環境管理事業所の変更の届出を受理すること。 （８）　条例第10条第３項の規定により、優良環境管理事業所の変更の届出を受理すること。 （９）～(13)　（略） (14)　条例第17条第３項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。 (15)　条例第17条第４項の規定により、指定事業所の設置の届出を受理すること。 (16)　条例第17条第５項の規定により、指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。 (17)　条例第17条第６項の規定により、同条第４項又は第５項の規定による届出を審査し、及び届出	（略）	23　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成９年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１）～（５）　（略） （６）　条例第10条＿＿＿＿の規定により、指定事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。 (新規) (新規) （７）～(11)　（略） (新規) (新規) (新規) (新規)	（略）

改　　正	現　　行
者に通知すること。	
(18)　条例第17条第８項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の中止の届出を受理すること。	(新規)
(19)　（略）	(12)　（略）
(20)　条例第18条の２第１項の規定により、優良環境管理事業所を認定すること。	(13)　条例第19条の２第１項の規定により、環境配慮推進事業所を登録すること。
(21)・(22)　（略）	(14)・(15)　（略）
(23)　条例第21条第２項の規定により、優良環境管理事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。	(16)　条例第21条第２項の規定により、環境配慮推進事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。
(24)　条例第24条の規定により、環境管理事業所等の認定を取り消すこと。	(17)　条例第24条の規定により、環境管理事業所の認定を取り消すこと。
(削除)	(18)　条例第24条の２の規定により、環境配慮推進事業所の登録を抹消すること。
(25)～(30)　（略）	(19)～(24)　（略）
(31)　条例第108条の規定により、(１)から(30)まで及び(32)から(34)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。	(25)　条例第108条の規定により、(１)から(24)まで及び(26)から(28)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。
(32)　（略）	(26)　（略）
(33)　条例第110条の３第１項の規定により、(32)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。	(27)　条例第110条の３第１項の規定により、(26)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。
(34)　条例第110条の３第２項の規定により、(32)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を	(28)　条例第110条の３第２項の規定により、(26)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を

改　　正		現　　行	
与えること。 (35)　条例第111条第１項の規定により、（１）から(30)まで及び(32)から(34)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。 (36)　（１）から(35)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの		与えること。 (29)　条例第111条第１項の規定により、（１）から(24)まで及び(26)から(28)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。 (30)　（１）から(29)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
24　（略）	（略）	24　（略）	（略）
25　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１）　（略） （２）　条例第34条の２第１項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。 （３）　条例第34条の２第２項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。 （４）　条例第34条の２第３項の規定により、指定事業所における排煙等の処理の方法の改善等を命ずること。 （５）　（略） （６）　条例第108条の規定により、（１）から（５）まで及び（７）から（９）までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報	市（横浜市及び川崎市を除き、左欄（１）から（４）まで並びに左欄（６）及び(10)のうち（１）から（４）までに掲げる事務に関するものにあっては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄（７）から（９）まで並びに左欄（６）及び(10)のうち（７）から（９）までに掲げる事務に関するものにあっては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原	25　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１）　（略） (新規) (新規) (新規) （２）　（略） （３）　条例第108条の規定により、（１）、（２）及び（４）から（６）までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報	市（横浜市及び川崎市を除き、左欄（１） 並びに左欄（３）及び（７）のうち（１）に掲げる事務に関するものにあっては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄（４）から（６）まで並びに左欄（３）及び（７）のうち（４）から（６）までに掲げる事務に関するものにあっては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原

改　　正		現　　行	
告を求めること。 （７）　（略） （８）　条例第110条の３第１項の規定により、（７）に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。 （９）　条例第110条の３第２項の規定により、（７）に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。 (10)　条例第111条第１項の規定により、（１）から（５）まで及び（７）から（９）までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。 (11)　（１）から(10)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	市、茅ケ崎市、厚木市及び大和市に限る。）	告を求めること。 （４）　（略） （５）　条例第110条の３第１項の規定により、（４）に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。 （６）　条例第110条の３第２項の規定により、（４）に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。 （７）　条例第111条第１項の規定により、（１）、（２）及び（４）から（６）までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。 （８）　（１）から（７）までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	市、茅ケ崎市、厚木市及び大和市に限る。）
25の２・26　（略）	（略）	25の２・26　（略）	（略）
27　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１）～(14)　（略） (15)　条例第63条の３において準用する条例第60条第１項の規定により、ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更に係る計画等の届出を受理すること。 (16)～(37)　（略） (38)　条例第86条の規定に	（略）	27　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１）～(14)　（略） (15)　条例第63条の３で準用する条例第60条第１項の規定により、ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更に係る計画等の届出を受理すること。 (16)～(37)　（略） (38)　条例第86条の規定に	（略）

改　　正		現　　行	
より、揚水施設の改善を命じ、及び地下水の採取量の減少等を命ずること。 (39)～(50)　(略)		より、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取量の減少等を命ずること。 (39)～(50)　(略)	
28～160　(略)	(略)	28 ～160　(略)	(略)